

総務課・西田中町・人権施策推進課市有地 草刈業務 入札説明書

1	件名	総務課・西田中町・人権施策推進課市有地草刈業務
2	業務場所	大和郡山市小泉町他
3	業務期間	別紙仕様書のとおり
4	開札日時 及び場所	令和7年4月23日(水) 10:00 大和郡山市役所3階 303会議室
5	入札書提示額	契約希望金額の110分の100に相当する金額(消費税及び地方消費税を含まない金額) を入札書に記載してください。
6	詳細仕様	別紙仕様書による
7	入札参加資格	<p>入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。</p> <p>(1) 令和7年度において大和郡山市の業者登録名簿に登録されていること。</p> <p>(2) 大和郡山市内に本店を有すること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。</p> <p>(4) 国税・地方税の滞納のない者であること。(加えて市内に本店支店を有する事業者にあつては当市の市民税の滞納のない者であること。)</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者(会社更生法にあつては更正手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。</p> <p>(6) 事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。</p> <p>(7) 下記の暴力団等排除措置要件に該当していない者。</p> <p>①代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められる、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められる。</p> <p>②代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められる。</p> <p>③代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められる。</p> <p>④代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。</p> <p>⑤代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは④に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる。</p>
8	入札説明書を交付する場所	入札説明書等はホームページよりダウンロードのこと。

9. 入札参加資格
の確認方法

この入札に参加を希望する者は、7に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、条件付一般競争入札参加申請書(以下「申請書」という。)及び暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書(以下「誓約書兼承諾書」という。)を提出しなければならない。

なお、期限までに規定の書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。

(1) 提出書類

- ① 一般競争入札参加申請書
- ② 暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書
- ③ 令和5年・令和6年度中における草刈りまたは剪定業務実績表
(国・都道府県・市町村との契約に限る)

※契約実績は入札参加資格ではありません。入札保証金、契約保証金の要否を判断するために提出願います。

(2) 提出期間 **令和7年4月2日(水)から令和7年4月9日(水)17:00必着**

(3) 提出場所 〒639-1198 大和郡山市北郡山町248-4
大和郡山市役所 総務課 管財係

(4) 提出方法 持参又は郵送によること。なお郵送については必着とする

(5) 入札参加資格の確認

申請書及び確認資料の提出のあった者(以下「申請者」という。)には、令和7年4月11日(金)に次に掲げる事項を記載した結果確認通知書を通知する。

ア 入札参加資格を有すると認めた者にあつては、入札参加資格がある旨

イ 入札参加資格を有しないと認めた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由

ウ 入札参加資格の確認通知書において、入札保証金の納付が必要とされた者は、市の指定する日までに入札保証金を支払わなければ失格となり、入札に参加できない。

(6) その他

ア 申請書及び確認資料の作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とする。

イ 市長は、提出された申請書及び確認資料を入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。

10.仕様書の質問	<p>(1)仕様書等の内容について質問がある場合は、次のとおり電子メールにより提出すること。</p> <p>ア 提出期間 令和7年4月9日(水) 17:00必着</p> <p>イ 送信先 大和郡山市 総務課 管財係</p> <p>ウ 提出先アドレス kanzai@city.yamatokoriyama.lg.jp</p> <p>(2) (1)の回答については、電子メールにて回答する。ただし質問なしの場合を除く。</p> <p>ア 回答期限 令和7年4月11日(金)</p>
11. 入札手続等	<p>(1)入札保証金 大和郡山市契約規則第4条に規定する入札保証金を下記期日までに支払わなければならない。 令和7年4月22日(火) 17:00まで(入札前までに支払)</p> <p>ただし、大和郡山市契約規則第6条各号に規定される場合はこれを免除とする。</p> <p>落札者の決定後ただちに還付する、ただし、落札者にかかる入札保証金は契約保証金に充当する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(入札保証金免除規定) 大和郡山市契約規則(抄) 第6条 第4条第1項の規定による入札保証金は、次の各号に掲げる場合においてその全部又は一部を免除することができる。 (1)一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に、本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。 (2)令第167条の5に規定する資格を有する者で、過去2年間に本市又は他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> </div> <p>(2)契約保証金</p> <p>大和郡山市契約規則第21条に規定する契約保証金を支払わなければならない。 ただし、大和郡山市契約規則第22条に該当する者はこれを免除する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(契約保証金免除規定) 大和郡山市契約規則(抄) 第22条 前条第1項の規定による契約保証金は、次に掲げる場合においてその全部又は一部を免除することができる。 (1)契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (省略) (3)競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に本市又は他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行しかつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 (省略)</p> </div>
12.入札書の提出	<p>ア 提出期限 <u>令和7年4月22日(火) 17:00まで(必着)</u></p> <p>イ 提出方法 書留郵便で郵送すること。</p> <p>ウ 提出先は 9 (3)に同じ</p>

13 入札上の注意

（入札の基本的事項）

入札者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、その他関係法令、及び仕様書、図面その他契約に必要な条件を承諾のうえ、入札すること。

（公正な入札の確保）

入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはなりません。

（消費税及び地方消費税に伴う入札金額の記入方法）

入札書は、**契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を含まない金額）**を記入すること。なお、落札額に消費税相当額を加算した額をもって契約額とします。

（入札書の金額の数字）

入札書に記入する数字はアラビア数字を用い、数字の前には¥（円記号）を記入してください。

（入札書の記載事項の訂正）

記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書し、使用印を押印すること。ただし、金額の訂正は認めません。また、郵送後の条件付一般競争入札参加申請書、入札書およびその他必要書類の記載事項の訂正は一切認めません。

（入札の辞退）

郵便入札において、入札を辞退する場合は開札の前日までに辞退届を市長に提出すること。また、入札書等の郵送後においても、開札日の前日までは入札辞退を認めます。この場合、入札を辞退する者は辞退届を市長に提出すること。
2 辞退届を提出して入札を辞退した場合においても、これを理由に指名等について何ら不利益な取扱いを受けることはありません。

（入札執行回数）

入札執行回数は、3回以内とします。

（入札書等の提出方法）

当該郵便入札に参加する者は、入札書に記名押印し、大和郡山市が指定する記載方法の封筒へ封入し、指定された入札書の郵送到達期限までに書留郵便により、指定の宛先まで郵送すること。

2 提出された入札書等は、書換え、引換え又は撤回することはできません。

（無効の郵便入札）

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。この場合、無効とした入札書等は返却しません。

- （1）市長が定める入札条件に違反した入札
- （2）入札書に記名押印のない入札
- （3）入札書、郵送用封筒、その他必要書類の数字又は文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- （4）同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- （5）直接入札担当課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札
- （6）期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札
- （7）書留郵便以外の方法による入札
- （8）入札書以外のもの（金額の透視を防ぐために使用される紙等を除く）が同封された入札
- （9）談合その他不正な行為によって行われたと認められる入札
- （10）その他、指示した条件に違反すると認められる入札

13 入札上の注意

つづき

(開札)

- 1 開札は、市職員による開札事務従事者、当該入札事務に関係のない職員及び開札立会人により執行します。
- 2 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、その時点で開札立会人にくじを引かせて落札者を決定します。この場合、開札立会人が、くじを引かない場合は、代わりに当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。
- 3 開札の立ち会いを希望する入札者は、開札日の前日（大和郡山市庁舎の休日の場合は、その前日）の正午までに電子メールで申し込みをすること。
 (入札の延期、中止及び取消し)
 郵便入札において郵便事情等により事故が発生したとき、又は不正な行為等により、必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取消します。
 (落札者の決定)
 予定価格以下で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に通知し、入札結果をホームページ上に掲載します。

⑤ 入札書を提出する封筒の記載方法

入札書は下図のように封書に記載して封入し、割印を押印のうえ提出してください。

書留郵便
相当額の
切手

〒 639-1198
奈良県大和郡山市北郡山町248番地4
大和郡山市役所
総務課 管財係

大和郡山市長 上田 清 様

条件付一般競争入札 入札書在中

入札件名	総務課・西田中町・人権施策推進課市有地草刈業務
委託場所	大和郡山市小泉町他
開札年月日	令和7年4月23日(水) 10:00
商号	株式会社 ●●●●
代表者名	代表取締役 ■■■■
連絡先	連絡先電話番号
担当者名	▲▲ ▲▲

書留

印

印

印

※ 中の記載金額が、透けて見えないように封入してください。

切り取って封筒にお貼りください。

〒 639-1198

奈良県大和郡山市北郡山町248番地4
大和郡山市役所
総務課 管財係

大和郡山市長 上田 清 様

条件付一般競争入札 入札書在中

入札件名	総務課・西田中町・人権施策推進課市有地草刈業務
委託場所	大和郡山市小泉町他
開札年月日	令和7年4月23日(水) 10:00
商号	
代表者名	
連絡先	
担当者名	

⑥ 入札書及び委任状の記載方法

別添の入札書様式をご利用ください。

入札書記載例

入 札 書

1 件 名 総務課・西田中町・人権施策推進課市有地草刈業務

委託場所 大和郡山市小泉町他

「¥」を記載

3 入札金額

¥	0	0	0	0	0	0	0	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

(契約希望金額の110分の100に相当する金額)

大和郡山市契約規則により上記のとおり入札いたします。

大和郡山市長 上 田 清 様

実際に入札書を作製した
日付を記入して下さい。

令和 年 月 日

住所・入札業者名を記載のうえ、必ず代表者印(届け出のある場合は届出印)を押印

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

入 札 書

1 件 名 総務課・西田中町・人権施策推進課市有地草刈業務

2 委託場所 大和郡山市小泉町他

3 入札金額

									円
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

(契約希望金額の110分の100に相当する金額)

大和郡山市契約規則により上記のとおり入札いたします。

大和郡山市長 上 田 清 様

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

総務課・西田中町・人権施策推進課市有地草刈業務 仕様書

【業務内容】

- ① 総務課市有地 8箇所 約 5,266㎡
 ② 西田中町市有地 34箇所 約 10,511㎡
 ③ 人権施策推進課市有地 13箇所 約 9,840㎡

※ 位置図は別紙参照

【共通事項】

- 1 雑草の伐採
- 2 3m以下の低木の枝払い
- 3 草刈り後の草丈は5cm以下にすること
- 4 着工前・着工後の現場写真提出
- 5 作業実施日および作業時間をあらかじめ担当者に連絡すること
- 6 作業時間は必ず9:00～17:00の時間内に行うこと。
- 7 日曜日・祝日の作業は禁止。
- 8 7/31までに完了した業務を前期、8/1以降に完了した業務を後期とする。

【仕様詳細内容】

別紙参照

【その他】

- 1 契約は一括で行うが、総務課・西田中町分、人権施策推進課分で請求を分け、それぞれに提出すること。
- 2 支払いは2回払いとする。(前期分+後期分)
- 3 業務完了後は作業前と作業後の状態が分かるよう、報告書を提出すること。
 なお、報告書の提出は所管課毎に分類し、場所(名称)、作業日も明記すること。
- 3 契約金額の半額を前期業務終了後に支払い、残りの半額を後期業務完了後に支払う。

総務課市有地 仕様詳細

	名称	所在	面積 (概算)	仕様・指示内容	作業時期
1	十三田池周辺用地	小泉町2996-1	898㎡	・刈り倒し(草・枝は搬出不要) ・一部竹の伐採(別紙参照) ・不法投棄ゴミの処分(業者負担)	5/16～6/15 9/1～9/30
2	矢田伝習農場 周辺用地	矢田町299 外3筆	394㎡	・刈り倒し(草・枝は搬出不要) ・進入路に注意すること ・害獣進入防止柵があるため、民泊側から入ること	7/1～7/31
3	堺町市有地	堺町93-3 外2筆	416㎡	・伐採後の草木、不法投棄ゴミの処分(業者負担) ・作業実施日の15:00までに作業完了すること ・水路内の草も刈ること ・北側より進入すること	7/7～8/9
4	やまと郡山城ホール 東側堀跡	北郡山町245-6 外1筆	491㎡	・伐採後の草木、不法投棄ゴミの処分(業者負担) ・北側水路部分も作業エリアとする ・作業実施日の15:00までに作業完了すること ・城ホール休館日に作業すること(要相談) ・作業エリア進入や搬出はユニックを使用するか、 フェンスを取り外して行う等工夫すること。(要相談) ・北側防草シート部分の作業は城ホール休館日に限らない。	5/16～6/15 8/25～9/30 (城ホール休館日)
5	美濃庄町市有地	美濃庄町270-1	1,600㎡	・刈り倒し(草・枝は搬出不要) ※駐車区画外に寄せておくこと。 ・年2回実施(2回目は平和ふれあい祭りの直前・平和地区公民館と打合せのこと。)	1回目:5/16～6/15 2回目:8/18～9/15
6	矢田支所	矢田町4547	480㎡	・草刈りに加え、植栽の剪定あり(別紙参照) ・伐採後の草木・ゴミの処分(業者負担) ・作業日を矢田支所と打ち合わせすること。 (会館利用予定者の少ない日で調整要。) ・草刈りは年2回実施 植栽剪定は年1回	1回目:5/7～6/7 2回目:9/1～9/30

7	市役所南側池の淵	北郡山町248-4	240m ²	・池の淵及び周辺の草刈り、処分	6/1～6/30 9/1～9/30
8	城址園住宅跡地	南郡山町625-1	747m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採後の草木処分 ・南側の野原および、建物周辺、北側道路方面の生垣の剪定(道路へのほみだし防止)含む ・壁面や建物のツタも刈り取る 	6/16～7/15 9/8～9/30

西田中町市有地 仕様詳細

No.	所在地	概算面積 (m ²)	作業時期	
1	大和郡山市 新町 620-11	182	1回目:5/7~5/31 2回目:7/1~7/31 3回目:9/2~9/30	
2	大和郡山市 新町 625-3	165		
3	大和郡山市 新町 626-17	176		
4	大和郡山市 新町 626-18	166		
5	大和郡山市 小泉町 3372-5	193		
6	大和郡山市 西田中町 168-13	159		
7	大和郡山市 西田中町 168-6	182		
8	大和郡山市 西田中町 485-8	235		
9	大和郡山市 西田中町 505-14	175		
10	大和郡山市 西田中町 328-4	442		
11	大和郡山市 西田中町 319-8	143		
12	大和郡山市 西田中町 319-9	273		
13	大和郡山市 西田中町 510-2	142		
14	大和郡山市 西田中町 321-10	289		
15	大和郡山市 西田中町 491-1	619		
16	大和郡山市 西田中町 388-4	496		
17	大和郡山市 西田中町 522-1 外	321		
24	大和郡山市 西田中町 137-2	203		
25	大和郡山市 西田中町 188-15	242		
26	大和郡山市 西田中町 188-1 外	351		
27	大和郡山市 西田中町 205-22	132		
28	大和郡山市 西田中町 105-3	136		
29	大和郡山市 西田中町 104-1 外	277		
30	大和郡山市 西田中町 264-2	426		
31	大和郡山市 西田中町 254-2	232		
32	大和郡山市 西田中町 81-1	173		
33	大和郡山市 西田中町 81-8	173		
34	大和郡山市 西田中町 81-6	194		
35	大和郡山市 西田中町 81-10	205		
36	大和郡山市 西田中町 24-4	1,419		
37	大和郡山市 西田中町 270-1	1,155		
38	大和郡山市 西田中町 154-3	190		
39	大和郡山市 西田中町 193-4	225		
40	大和郡山市 西田中町 157-15	420		

※処分まで

10,511

※36は午後から作業すること

人権施策推進課市有地 仕様詳細

番号	名称	所在地	面積(m ²)	仕様・指示内容	作業時期	草刈後の草丈
1	田中町市有地	田中町429	1,094	刈り倒し(草・枝は搬出不要)	8/1~8/31	10cm程度
2	西田中町市有地	西田中町592外	5,075	刈り倒し(草・枝は搬出不要) 位置図内の⑧⑨の 道路沿いの枝落	1回目:5/7~5/31 2回目:7/1~7/31 3回目:9/1~9/30	10cm程度
3	新町市有地	新町725先外	855	刈り倒し(草・枝は搬出不要)	1回目:5/7~5/31 2回目:7/1~7/31 3回目:9/1~9/30	10cm程度
4	小泉町市有地	小泉町3499-1 小泉町3500-2	521	刈り倒し(草・枝は搬出不要) 竹については道路から 2m奥まで伐採	1回目:6/1~6/30 2回目:9/1~9/30	10cm程度
5	西田中町墓地北側雑地	西田中町3465-1	240	刈り倒し(草・枝は搬出不要)	1回目:6/16~7/15 2回目:9/1~9/30	10cm程度
6	小泉出屋敷市有地(スポーツ会館西側)	小泉町2689	350	刈り倒し(草・枝は搬出不要)	1回目:6/17~7/18 2回目:9/1~9/30	10cm程度

刈り倒し計 8,135 m²

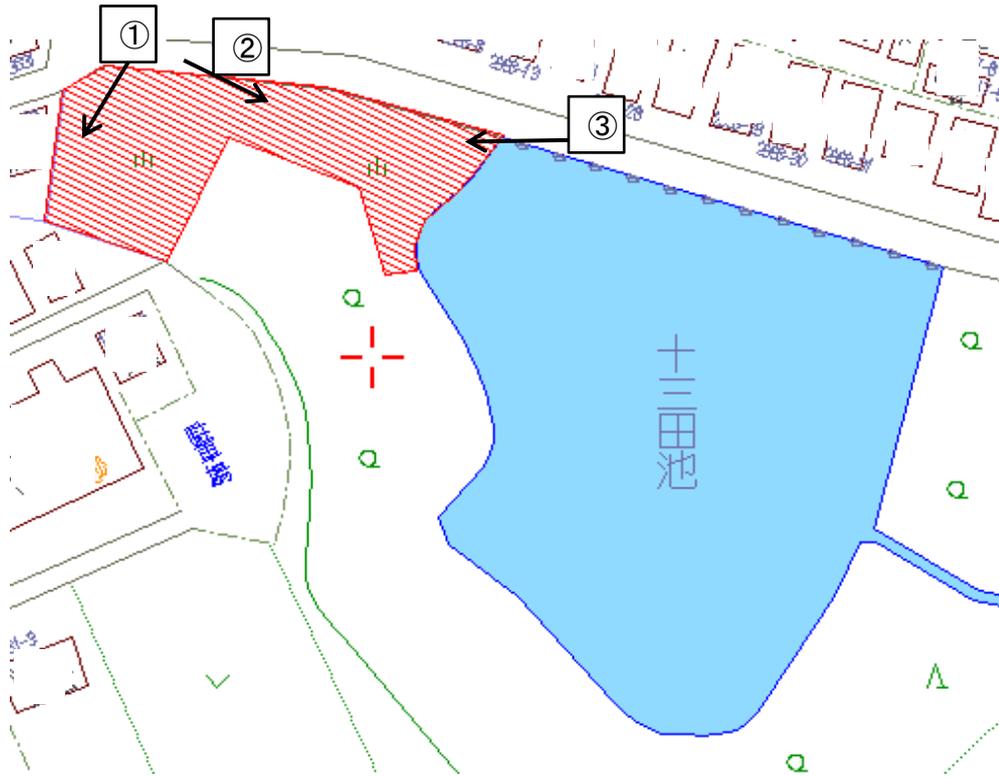
7	矢田町市有地	矢田町5511先	220	草・枝搬出要、道路沿いの枝落	1回目:5/7~5/31 2回目:7/1~7/31 3回目:9/1~9/30	10cm程度
8	西田中町集会所跡地	西田中町549-4	34	草・枝搬出要	1回目:6/1~6/30 2回目:9/1~9/30	10cm程度
9	西田中町ふれあいセンター北側	西田中町505-12	60	草・枝搬出要	1回目:5/19~5/26 2回目:9/1~9/30	10cm程度
10	西田中町ふれあいセンター南側通路	西田中町188-6 西田中町188-8	26	草・枝搬出要	1回目:7/1~7/31	10cm程度
11	新町集会所跡地	新町305先	775	草・枝搬出要	1回目:5/7~5/31 2回目:7/1~7/31 3回目:9/1~9/30	10cm程度
12	満願寺町市有地	満願寺町804-1	350	草・枝搬出要	1回目:7/1~7/31 2回目:9/1~9/30	10cm程度
13	新町市営団地跡地横	新町650-3	240	草・枝搬出要	1回目:5/7~5/31 2回目:9/1~9/30	10cm程度

要搬出計 1705 m²

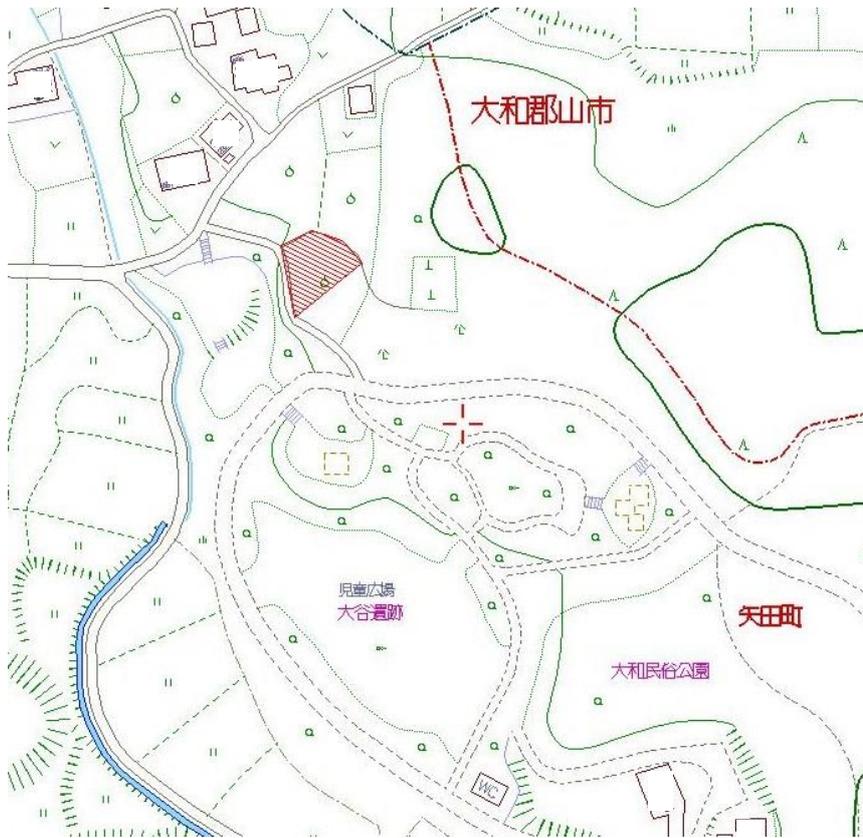
総計 9,840 m²

① 十三田池周辺用地

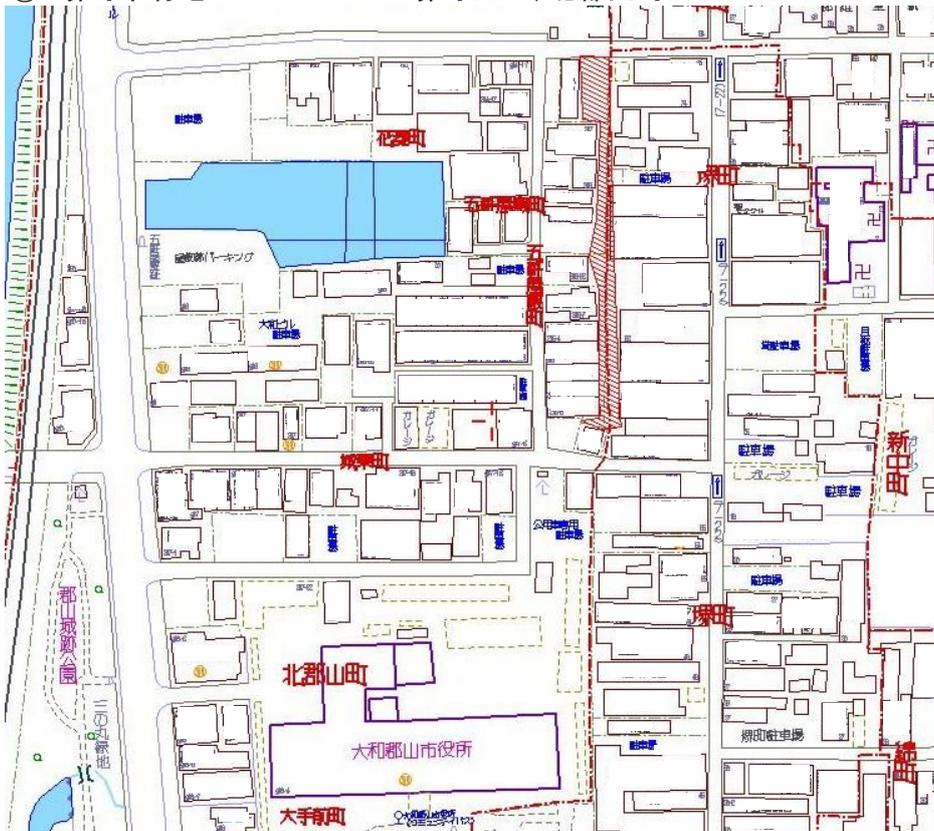
小泉町2996-1



② 矢田伝習農場周辺用地 矢田町299・300・301-1・301-3・302



③ 堺町市有地 堺町93-3、北郡山町245-33・245-9



④ やまと郡山城ホール東側堀跡 北郡山町 245-6、256-3 の一部

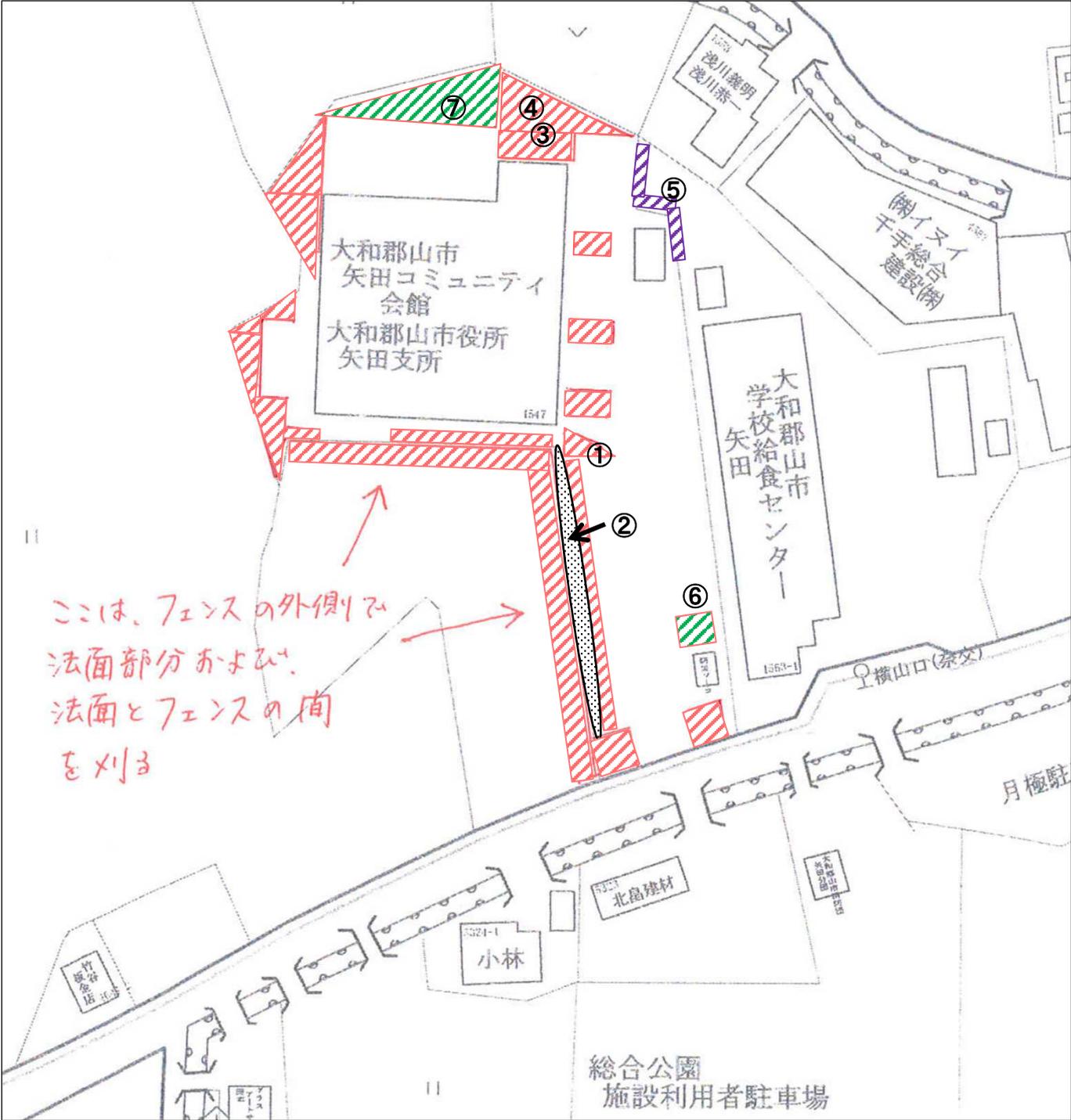


⑤ 美濃庄町市有地

美濃庄町270-1



矢田支所 草刈り及び植栽剪定、側溝清掃 配置図



- ①～④ : 草刈り、植栽の剪定
- ⑤ : 側溝、水抜き穴の清掃
- ⑥ ⑦ : 草刈り(追加)

【矢田支所 植栽剪定・清掃詳細図1】



①

高さ約 0.6mにして、
全体を整えて剪定。



②

高さ約 1.0mにして、
全体を整えて剪定。



【矢田支所 植栽剪定・清掃詳細図2】



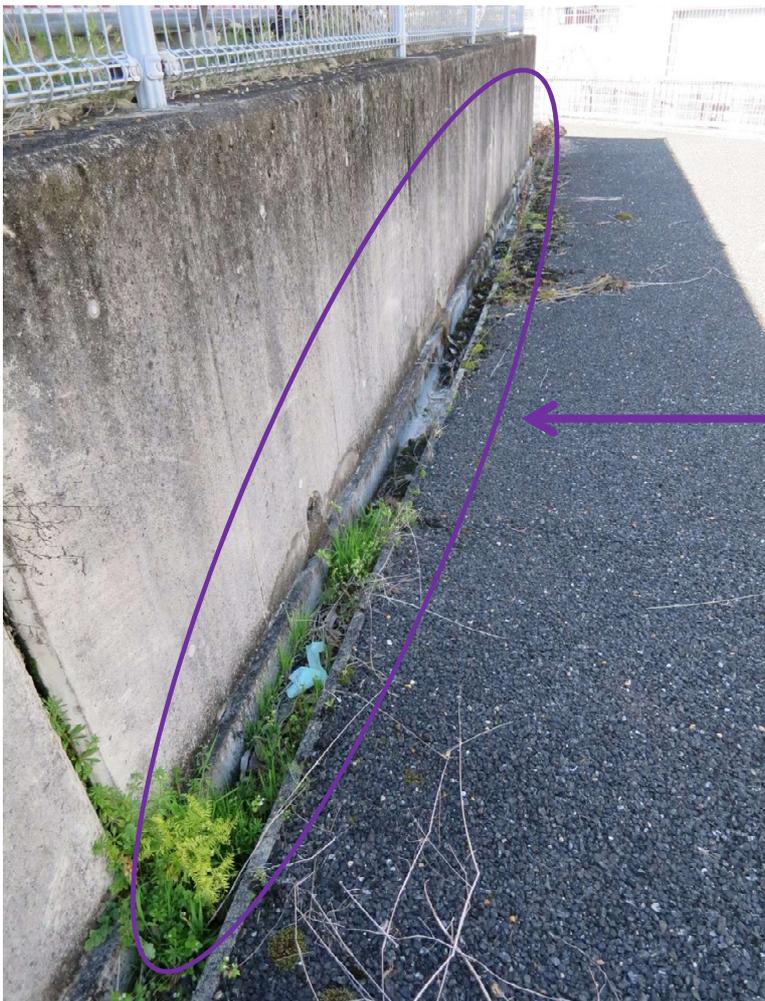
③

高さ約 2.5mにして、
全体を整えて剪定。

④

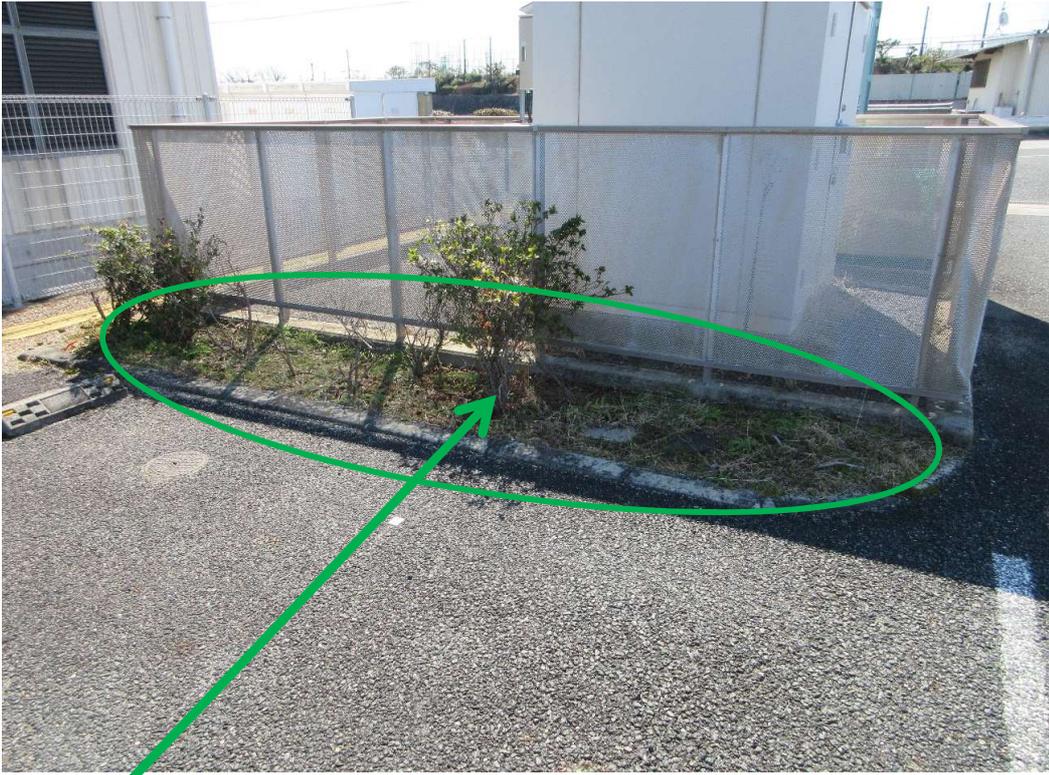
高さ約 2.0mにして、
全体を整えて剪定。

【矢田支所 植栽剪定・清掃詳細図3】



⑤

側溝の泥上げ、草抜き。水抜き穴の清掃

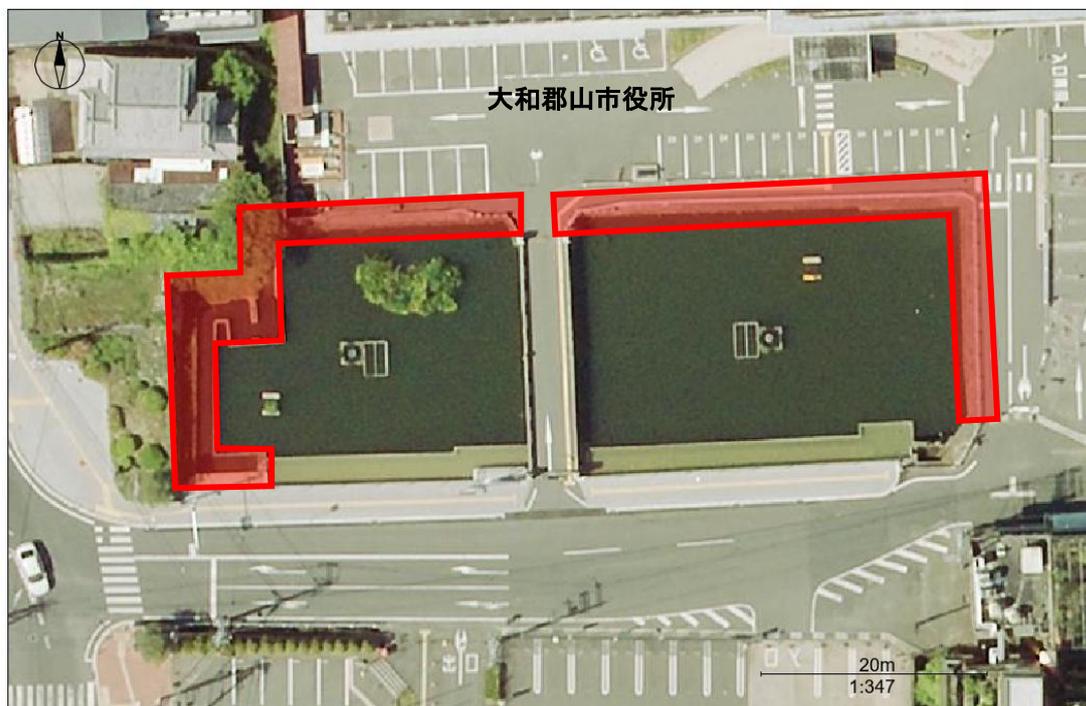


⑥
地面の草刈り

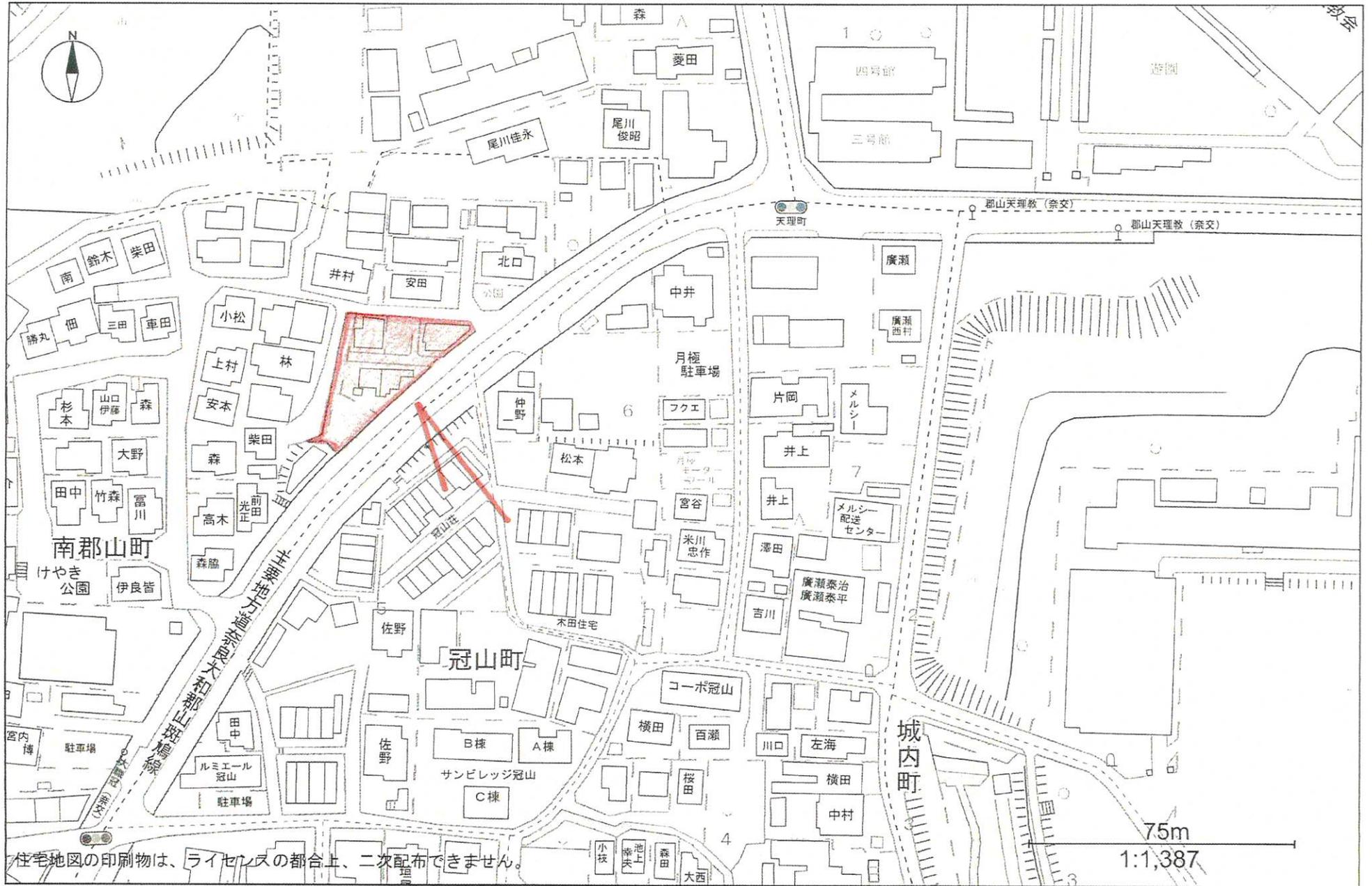


⑦
地面の草刈り

⑦ 市役所南側池の淵 北郡山町 248-4

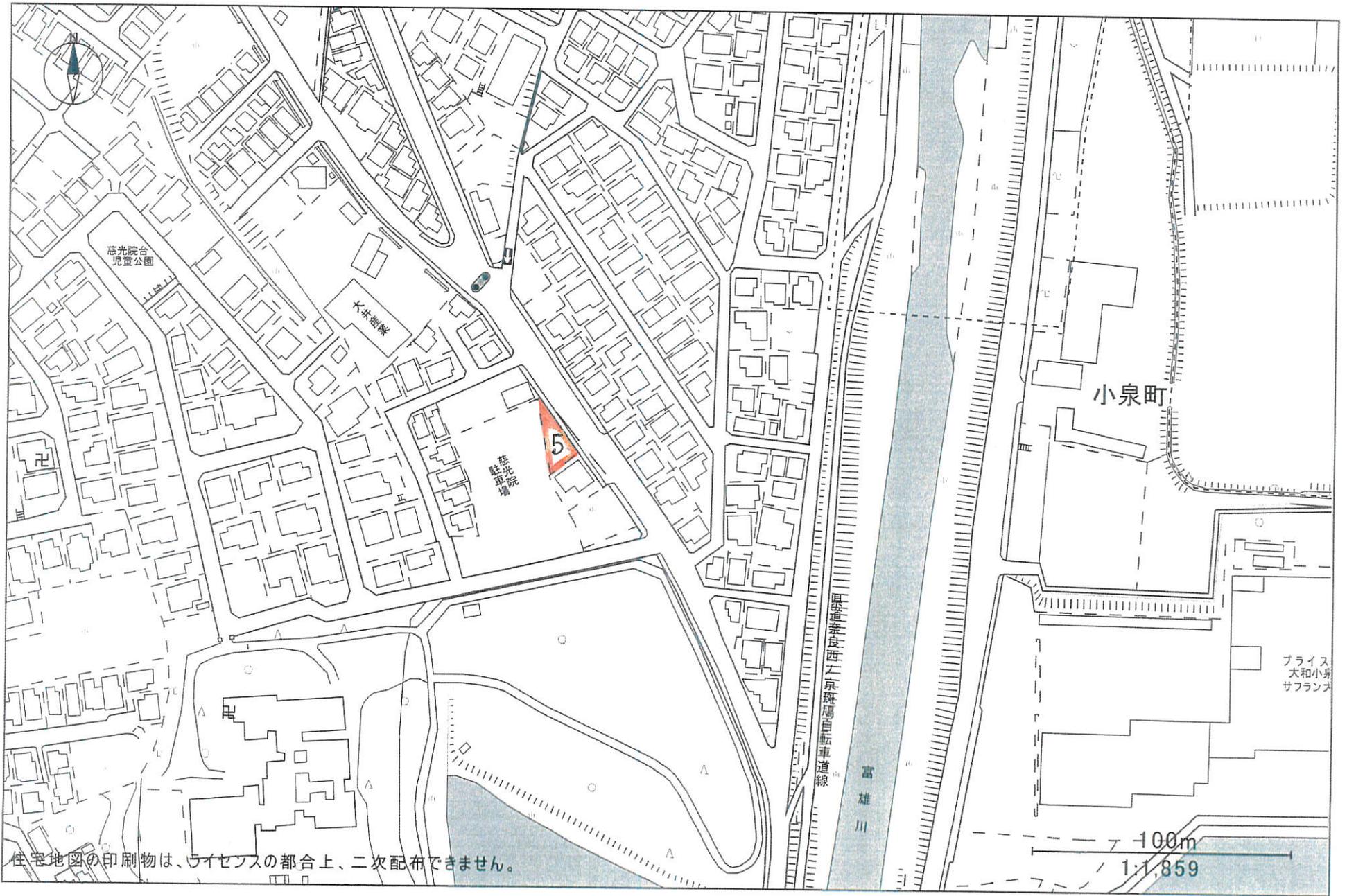


8 城址園住宅跡地



分譲予定地





慈光院台
児童公園

大井線

慈光院
駐車場

5

小泉町

東武東上線西武京浜東北線
富雄川

プライス
大和小泉
サフラナ

100m

1:1,859

住宅地図の印刷物は、ライセンスの都合上、二次配布できません。

DCMダイキ大和郡山店



60.3

59.6

59.0

1 田中町市有地
(田中町429)

58.6

W

W

W

W

58.4

田中町

57.8

W

W

W

W

W

W

59.1

58.8

50m

1:1,136

2 西田中町市有地

(西田中町592外)

(内訳)

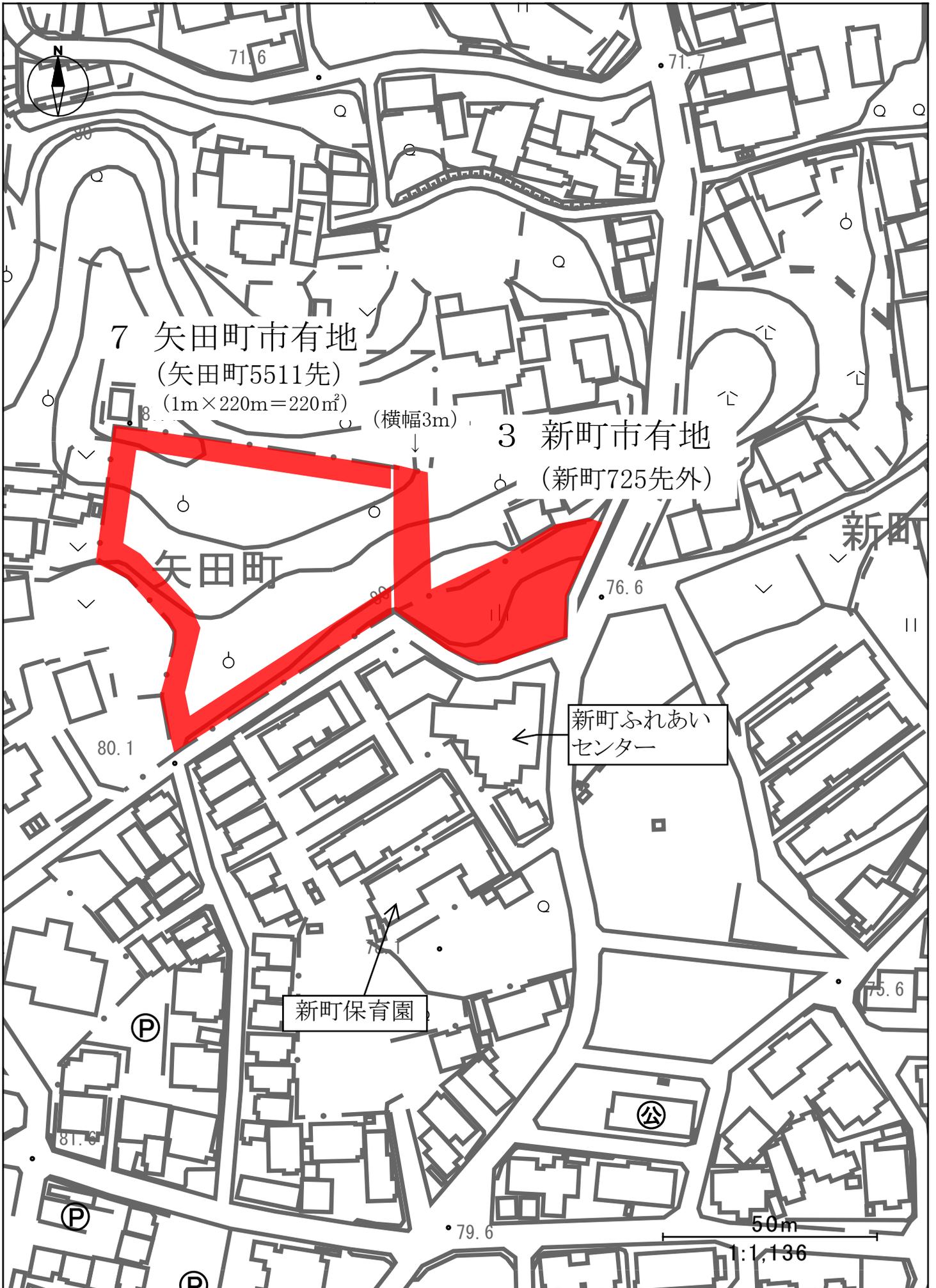
- ① $115\text{m} \times 2\text{m} = 230\text{m}^2$
- ② $55\text{m} \times 18\text{m} = 990\text{m}^2$
- ③ $8\text{m} \times 20\text{m} = 160\text{m}^2$
- ④ $105\text{m} \times 5\text{m} = 525\text{m}^2$
- ⑤ $70\text{m} \times 1.5\text{m} = 105\text{m}^2$
- ⑥ $75\text{m} \times 3\text{m} = 225\text{m}^2$
- ⑦ $50\text{m} \times 2\text{m} = 100\text{m}^2$
- ⑧ $40\text{m} \times 0.5\text{m} = 20\text{m}^2$
- ⑨ $40\text{m} \times 1\text{m} = 40\text{m}^2$
- ⑩ $60\text{m} \times 4\text{m} = 240\text{m}^2$
- ⑪ 実測 178m^2
- ⑫ $32\text{m} \times 52\text{m} = 1,664\text{m}^2$
- ⑬ $130\text{m} \times 1.5\text{m} = 195\text{m}^2$
- ⑭ $50\text{m} \times 2\text{m} = 100\text{m}^2$
- ⑮ $1\text{m} \times 120\text{m} = 120\text{m}^2$
- ⑯ $1\text{m} \times 120\text{m} = 120\text{m}^2$
- ⑰ $35\text{m} \times 1.8\text{m} = 63\text{m}^2$

西田中町共同墓地

西田中町

100m

① 2,272



7 矢田町市有地
(矢田町5511先)
(1m×220m=220m²)
(横幅3m)

3 新町市有地
(新町725先外)

矢田町

新町

新町ふれあい
センター

新町保育園

50m

1:1,136



西田中保育園

4 小泉町市有地
(小泉町3499-1)
(小泉町3500-2)

100m
1:1,858



8 西田中町集会所跡地

(西田中町549-4)

5 西田中町墓地北側雑地

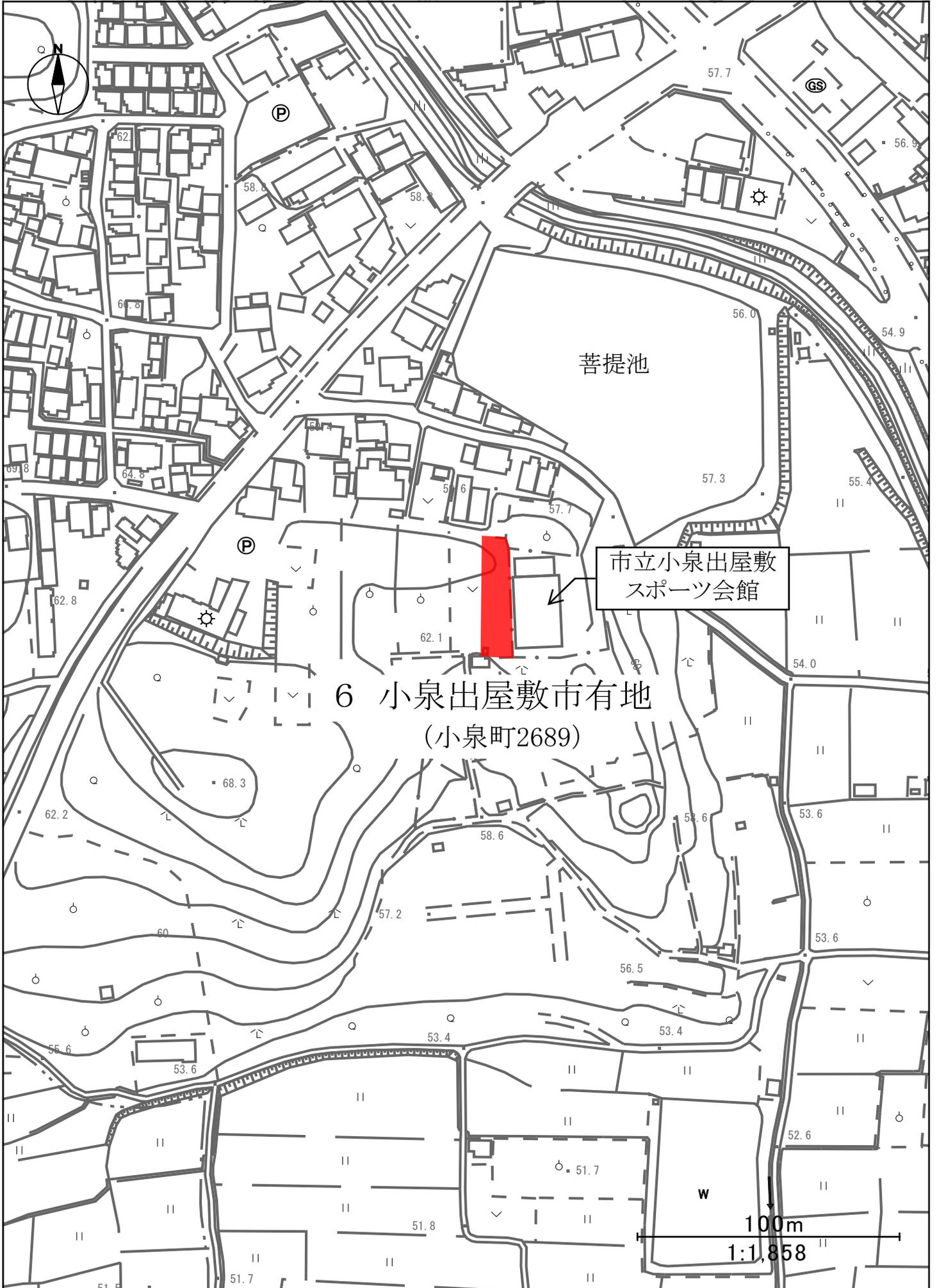
(西田中町3465-1)

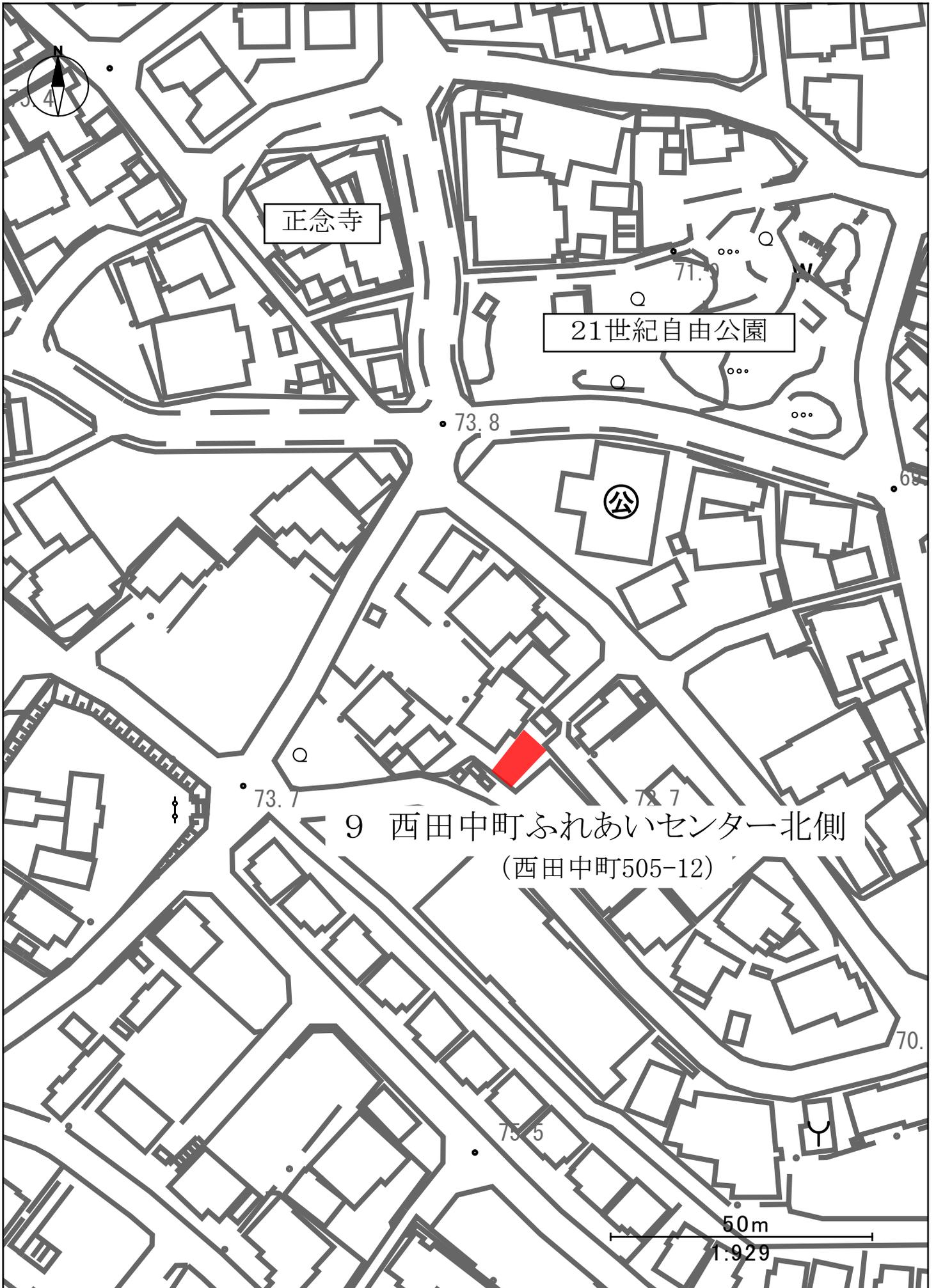
西田中町共同墓地

西田中町

75m

1:1,600





正念寺

21世紀自由公園

9 西田中町ふれあいセンター北側
(西田中町505-12)

50m

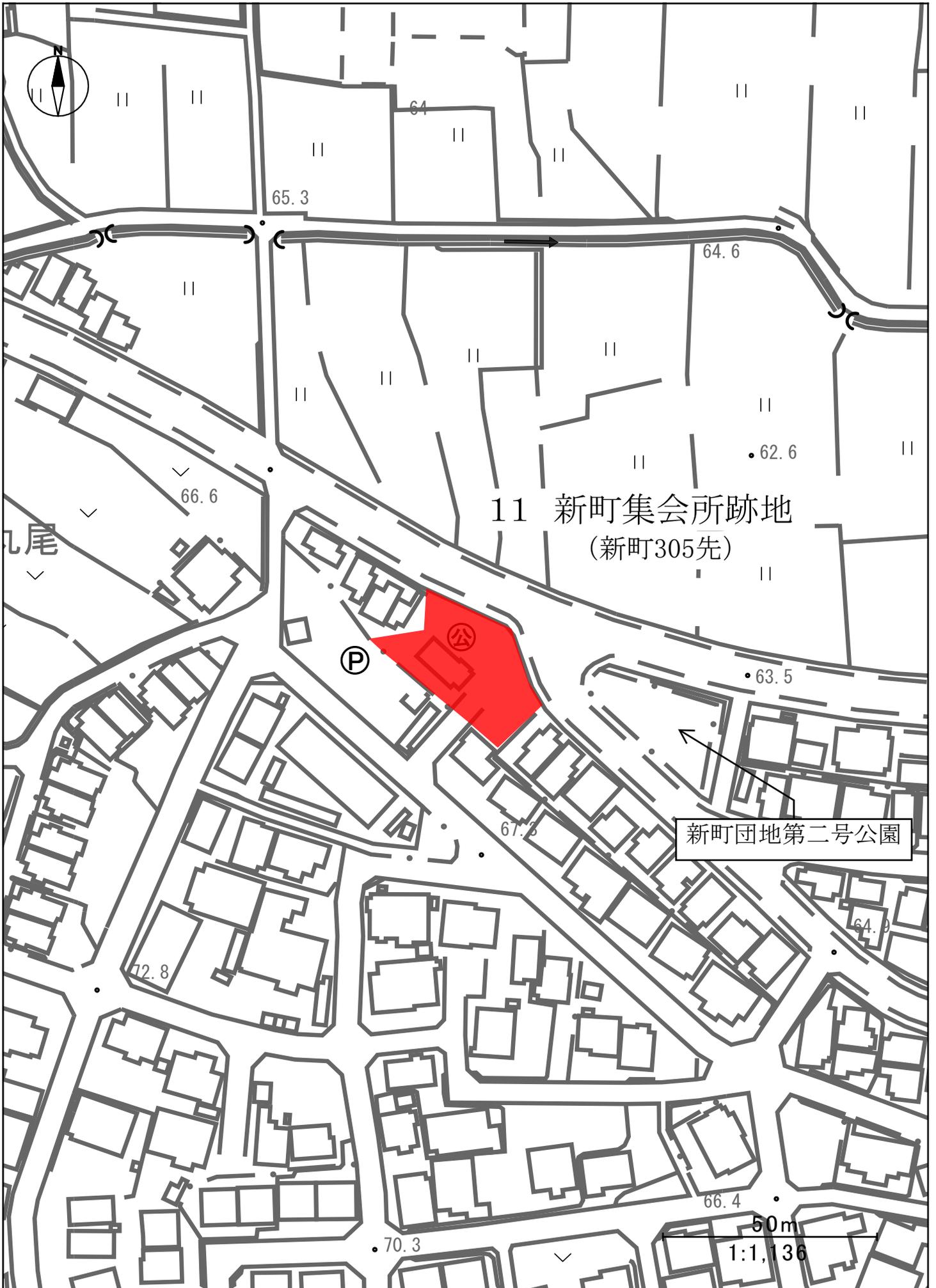
1:929

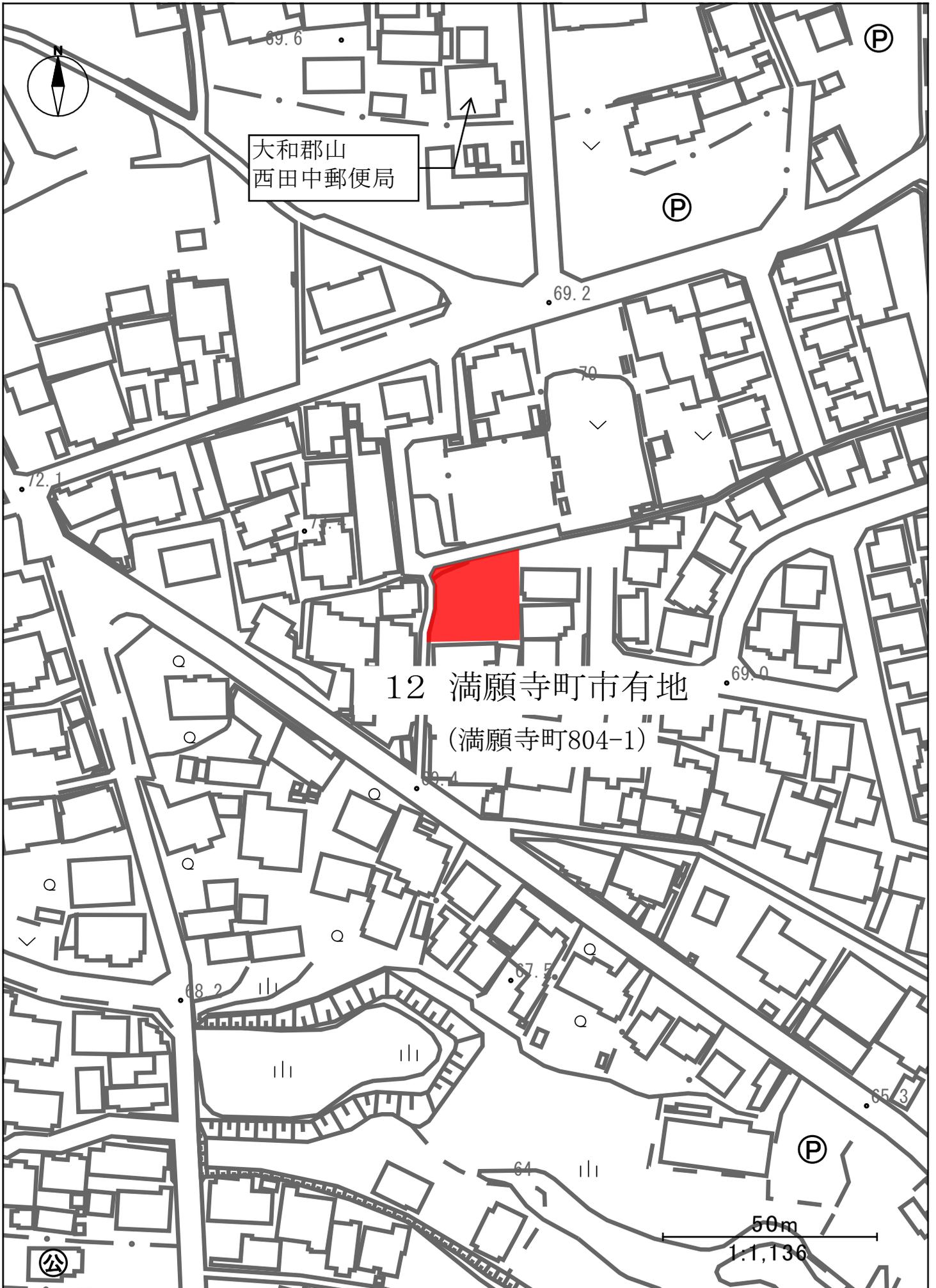


西田中町ふれあいセンター

10 西田中町ふれあいセンター南側通路
(西田中町188-6、188-8)

50m
1:1,200







新町

新町ふれあい
センター

13 新町市営団地跡地横
(新町650-3)

市営南谷団地

新町南集会所

50m

1:1,136